

アイヌ政策推進交付金事業「アイヌ文化観光プロモーション事業」
公募型プロポーザル実施要綱

1. 業務の概要

(1) 業務名

アイヌ政策推進交付金事業「アイヌ文化観光プロモーション事業」

(2) 業務の内容

業務の内容は、仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）

(4) 委託料の上限額

委託料の上限額は、7,917,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2. 業務の目的

近年の観光形態は、「団体旅行」から「個人旅行」へと変化してきており、多くの観光客が求めている旅マエ・旅ナカ・旅アト情報（訪日観光等）の充実・強化が急務となっている。

平取町は二風谷地区を中心にアイヌの伝統文化が脈々と継承され、今日もアイヌ文化が息づく地域として希少な文化価値を有している。平取町のアイヌ文化の認知度を向上し、「アイヌ文化観光」を国内外に発信するためデジタル・アナログのメディアを活用したプロモーションを実施する。

3. 公募型プロポーザル方式で契約候補者を選定する理由

専門的な知見や豊富なノウハウ等を有する事業者を募り、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定するため。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 平取町に入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）であること。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成27年4月1日以降に地方公共団体が発注した同種の業務の履行実績があること。

5. 質問及び回答

(1) 質問

① 質問期限

公告日から令和7年4月18日（金）午後5時まで

② 質問方法

文書（A4判、書式自由）により行うものとし、持参、郵送（必着）、電子メールのいずれかの方法とする。なお、文書には貴社の担当窓口の部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

(2) 回答

① 回答期限

令和7年4月22日（火）まで

② 回答方法

質問者には文章等で回答する。

6. 実施スケジュール

No.	項目	期間等
1	公募開始	令和7年4月15日(火)
2	質問書の提出期限	令和7年4月18日(金)午後5時まで
3	質問書に対する回答	令和7年4月22日(火)
4	参加表明書等の提出期限	令和7年4月23日(水)午後5時まで
5	参加資格確認結果の通知	令和7年4月25日(金)
6	提案書の提出期限	令和7年5月2日(金)午後5時まで
7	選定委員会（プレゼンテーション等）	令和7年5月9日(金) 予定
8	審査結果の通知	令和7年5月12日(月) 予定

7. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

①参加表明書（別記様式第1号）

②会社の概要が分かる書類（会社のパンフレット等）

③類似業務実績調書（別記様式第2号）

- ・平成27年4月1日以降に地方公共団体より受注した業務実績を3件まで記載すること。（なお、3件以上ある場合は受注月日が新しいものより記載のこと。）
- ・記載したすべての業務について、実績が確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。

④業務実施体制（任意様式）

- ・配置予定の担当責任者及び副担当者を記載すること。
- ・業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容、再委託先、その理由（企業の技術的特徴）を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年4月23日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（必着）。

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加資格確認結果の通知

令和7年4月25日(金)

参加申込者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全申込者に書面により通知する。併せて参加資格を有する者に対して、提案書等の提出を依頼する。

8. 提案書の提出

(1) 提出書類（※下記の①～③を合わせたものを提案書一式とする）

①提案提出書（別記様式第5号）

②提案書（様式自由：A4用紙横とする。）

③参考見積書（様式自由）

見積書には、人件費、間接経費など積算根拠を明示した内訳書を添付すること。

なお、契約時の委託料は、10%の消費税額及び地方消費税を乗じた金額とする。

(2) 提出期限

令和7年5月2日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）による。

データはPDFとし、CD等に格納して同時に提出すること。

(4) 提出部数

提案書のみ8部、その他1部

※提案書の1部は会社名を明記したものとし、7部は無記名かつ会社名が特定されないようにしたものとする。

※データは2種類とも提出すること。

(5) その他

①提案書一式の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

②提案書一式の提出が期限に間に合わなかった場合、失格とする。

9. 選定方法及び評価基準

選定方法については、書類審査・プレゼンテーション・質疑応答により選定委員会による審査を行う。

全ての審査の終了後、評価基準に基づき選定委員会が採点した合計得点を集計し、最高得点者を契約候補者として選定する。ただし、最高点を得た者が複数となった場合、以下の基準により決定する。

- ・評価基準の「②提案力」の最高点を得た者を契約候補者とする。
- ・上記結果においても最高点を得た者が複数となった場合、その中の見積額の一番低い者を契約候補者とする。それでも複数となる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

(1) 評価基準及び配点

具体的な評価基準と配点は、別紙「評価基準」による。

(2) 審査実施日時及び場所

日時：令和7年5月9日(金) 場所：平取町役場内会議室

※日時、場所ともに変更の可能性有、詳細な時間・場所については後日別途連絡する。

(3) 実施方法

書類審査・・・提出された提案書を審査

プレゼンテーション及び質疑応答・・・1者あたり持ち時間20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）

(4) 出席者

1者あたり2名までとする。

業務の担当責任者となるものは必ず参加すること。

(5) プレゼンテーションによる留意事項

提出した提案書を元に行うものとし、追加資料の配布等は認めない。

(6) 審査過程及び結果等について

審査の過程及び結果は非公開とする。又、審査内容等についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(7) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②本実施要綱に違反があった場合
- ③公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑤その他、選定委員会が不相当と認めた場合

(8) 選定結果の通知・公表

選定結果は、提案者へ書面により通知する。

(9) その他留意事項

応募多数の場合は、事前に提案書類による書類審査を行う場合がある。

その場合、書類審査による合格者のみがプレゼンテーション及び質疑応答による審査に進むこととする。書類審査を実施する場合においては、参加資格結果の通知の際に通知するものとする。

(10) 契約内容の調整

契約候補者との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。

(11) 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させて上で、契約候補者と契約を締結する。

(12) 業務の再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

(13) 個人情報保護

平取町個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。又、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに町に引き渡すものとする。

(14) 守秘義務

本業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。又、本業務終了後も同様とする。

(15) その他

①本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。

②提案者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

③提出された書類等は、平取町情報公開条例に基づき、公開することがある。

(16) 書類提出先・問合せ

〒055-0192 沙流郡平取町本町28番地

観光商工課 担当：藤谷・石井・藤本

電話番号 01457-3-7703(直通)

E-mail : kanko.shoko@town.biratori.lg.jp

アイヌ政策推進交付金事業「アイヌ文化観光プロモーション事業」
公募型プロポーザル評価基準

社

①理解度

評価項目	評価基準	配点
理解度	平取町の観光振興の現状と課題について十分理解されているか	
	A:優れている	3 0
	B:やや優れている	2 4
	C:標準	1 8
	D:やや劣る	1 2
	E:劣る	6

②提案力

評価項目	評価基準	配点
提案力	提案された企画などについて、現実可能かつ効果的な提案であるか、以下のいずれかで評価する	
	A:優れている	3 5
	B:やや優れている	2 8
	C:標準	2 2
	D:やや劣る	1 6
	E:劣る	8

③わかりやすさ

評価項目	評価基準	配点
わかりやすさ	計画のイメージについてわかりやすい内容となっているか、以下のいずれかで評価する	
	A:優れている	2 0
	B:やや優れている	1 6
	C:標準	1 2
	D:やや劣る	8
	E:劣る	4

④経済性

評価項目	評価基準
経済性	提案された見積額を基に、以下の方法で評価する $\frac{\text{応募者のうち、最も低い見積額}}{\text{提案された見積額}} \times 15 \text{ 点} = \text{評価点}$

⑤重点課題に対する提案

評価項目	評価基準	配点
加 点	平取町の観光振興の課題に対する提案について、以下のいずれかで評価する A:優れている B:やや優れている C:標準 D:該当なし	20 10 5 0

⑥付加提案

評価項目	評価基準	配点
加 点	仕様書にない、業務内容について独自の提案がある場合、以下のいずれかで評価する A:優れている B:やや優れている C:標準 D:該当なし	10 8 4 0

評価点集計

評価基準		評価項目	配点
①	理解度	理解度	／ 3 0
②	提案力	提案力	／ 3 5
③	わかりやすさ	わかりやすさ	／ 2 0
④	経済性	経済性	／ 1 5
⑤	重要課題に 対する提案	加点	／ 2 0
⑥	付加提案	加点	／ 1 0
合計			／ 1 3 0